

令和9年度 沖縄県立宮古特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

1 方針

沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項に基づき、沖縄県立宮古特別支援学校（以下「本校」という。）幼稚部における入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じて、特別支援学校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- （１）選抜は、本校学校長が所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接を実施し、その結果を基にして行う。
- （２）選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 出願資格

- （１）学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3の規定に該当する者。【別紙1参照】
- （２）令和9年3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達する者。

3歳児：令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

4歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

5歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

- （３）本校の通学区域に在住している者。

○沖縄県教育委員会規則第3号

「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」により、定められた本校の通学区域
第2条 特別支援学校の幼稚部の学区は、第1の通りとする。ただし、第2に掲げる区域については、県全域とする。

第1 宮古島市

（病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児に限る。）

第2 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）うるま市（うるま市立津堅中学校校区に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

- （４）9月30日（水）までに、本校において志願前相談を受けた者。

3 募集定員

募集定員は別に定める。

4 出願期間

- （１）受付日時：令和8年 11月 5日（木）午前9時から午後16時まで
11月 6日（金）午前9時から午後14時まで（時間厳守）
- （２）受付場所：沖縄県立宮古特別支援学校 事務室

5 出願手続

志願者は、下記の（１）～（５）を提出すること。

- （１） 入学志願書（第１号様式）
- （２） 健康診断書（第２号様式－１、２）
- （３） 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）
 - ※１ 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。
 - ※２ 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第３号様式）
 - ※３ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- （４） 住民票謄本 ※マイナンバーの掲載がなく、出願日前３か月以内に発行されたもの。
- （５） 面接資料（本校指定様式）
- （６） 県外からの志願者においては、入学志願のための許可願（第４号様式）を併せて提出

※上記の入学志願書様式等は、令和８年９月７日（月）に開催される「幼稚部入学志願者募集要項説明会」にて配布します。

6 選抜の方法

所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7 発達検査等の期日及び場所

- （１）期 日：令和８年１１月１８日（水）及び１１月１９日（木）のいずれか１日
 - ※ 保護者同伴で行います。
 - ※ 詳しい日程については、願書受付から約１週間程度で保護者宛に文書で通知いたします。
 - ※ 日時の希望はできませんのでご了承ください。
- （２）場 所：沖縄県立宮古特別支援学校 幼稚部教室

8 入学予定者及び教育相談予定者の発表

- （１）期 日：令和８年１２月１日（火）午前９時
- （２）方 法
 - ア 本校正面玄関及び学校ホームページに記載する。
 - イ 本校学校長より、保護者宛に「入学予定者」もしくは「教育相談予定者」を郵送にて通知する。

9 入学手続

入学予定者は、令和８年１２月２５日（金）午後４時までに誓約書を提出して、入学手続きを完了すること。

【提出書類】

- ・ 誓約書・・・・・・・・１通

【別紙1】学校教育法施行令

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	1.知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2.知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	1.肢体不自由の状況が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2.肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	1.慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 2.身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

【参考】関係法令(抜粋)

学校教育法第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法第75条

第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

【別紙2】 幼稚園「保護者の保育参加の意義」について

(令和6年8月 19 日中学校・高等学校・特別支援学校におけるキャリア教育、生徒指導、高校入試地区講座資料より)

特別支援学校幼稚園教育要領解説 総則編 平成30年3月

「2 課程や地域社会との連続性(P124~P125)」(抜粋)

また、保育参加などを通じて、保護者が幼稚園における生活そのものを体験することは、幼稚園における教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見直したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、教師の幼児への関わり方を間近で見ることで、幼児への関わりを学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに、保育参加終了後などに、教師との情報交換の機会を設け、保育参加中の幼児の様子、そのときの幼児の気持ち、幼児の状況を踏まえた教師の関わりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は、幼稚園における教育や幼児への関わり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、幼稚園と家庭との連携が深まり、幼児がより豊かな生活が送れるようになることが大切である。

そのため、幼稚園における教育は、様々な機会を通して家庭との連携を図るとともに、保護者が幼稚園における教育や幼児の発達の道筋、幼児との関わり方への理解が深まるよう配慮することが大切である。